

甲府市多文化共生推進委員会設置要綱

平成 28 年 3 月 2 日
市 民 第 1 号

(目的)

第 1 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な多様性を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会を推進するため、甲府市多文化共生推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(期間)

第 2 委員会の設置期間は、「甲府市多文化共生推進計画」の実施期間内とする。

(所掌事項)

第 3 委員会は、次に掲げる事項について意見交換及び関係者等との協議を行う。

- (1) 「甲府市多文化共生推進計画」の検証及び見直し等に関する事項
- (2) 多文化共生施策に関する事項
- (3) 外国人市民と日本人市民との交流及び共生に関わる事項
- (4) 外国人市民のネットワークづくりに関する事項
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、前条の目的を達するために必要と認められる事項

(組織等)

第 4 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する 12 名以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 一般公募による者（外国人市民を含む。）
- (4) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第 5 委員の任期は、委嘱した日から 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 6 委員会に、委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 7 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出、その他協力を求めることができる。

(庶務)

第 8 委員会の庶務は、市民部市民総室市民課において処理する。

(その他)

第 9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。